

～地域とともにある学校づくり～

コミュニティ・スクール わかみや校

令和元年度



学校・家庭・地域が協働で育てる宮西の子ども

宮若西小学校と宮若西中学校による小中一貫わかみや校の誕生から3年、新しい母校として生まれ変わったわかみや校は、より一層の教育活動の充実をめざし、地域の皆様の温かいご指導やご支援のもと、地域とともにある学校づくりに取り組む『コミュニティ・スクール』として、平成30年4月より新たなスタートをきりました。

学校づくりは人づくりとなり、やがて地域づくりへと発展します。皆様のコミュニティ・スクールへの参画を心よりお待ちしております。

コミュニティ・スクール「わかみや校」
学校運営協議会

宮若市立小中一貫教育校「わかみや校」コミュニティ・スクール・ホームページアドレス
<http://www.syo chuikkanwakamiya.city.miyawaka.fukuoka.jp/custom3.html>
(宮若西中学校・宮若西小学校のホームページからも入れます。)

環境委員会の目的と本年度の活動

目的

「環境が人を育てる」をモットーに児童生徒の学校生活の基盤である校舎内外の整った学校環境が子どもたちの学校生活の落ち着きや心の安定を図るため、花の栽培と整備や施設設備及び地域の環境美化に努める。

さくら草栽培・配布

栽培委員会(5, 6年児童)にさくら草の種とりや種まきの仕方を指導していただきました。育てたさくら草は、地域の公共施設16箇所に配布しました。



運動場除草作業

若生会会員・環境委員会の皆さんと5・6年生で、第1グラウンド周りの除草作業を行いました。小学校のグラウンドが、大変きれいになりました。



安全委員会の目的と本年度の活動

目的

児童生徒の登下校の安全とスクールバスでの乗降及びそのバス停や地域周辺での安全指導と点検を行い、児童生徒の安全を確保する。

小中一貫校での交通安全指導

安全指導用のユニフォーム(帽子・腕章・ジャケット)を作成し児童・生徒が安全に登下校できるように、交通量の多い福丸交差点で、毎朝児童・生徒の登校を見守ってくださっています。



学習委員会の目的と本年度の活動

目的

キャリア教育の充実及び児童生徒の豊かな感性を育む読み聞かせや栽培等の支援を行い、豊かな心と広い視野を持ち、未来にチャレンジする児童生徒の育成に努める。

学習支援委員の方に指導していた学習について、子どもたちの感想を吹き出しにしています。

トネリコ文庫読み聞かせ



お話し会はどのお話もとても楽しかったです。いつも読み聞かせをしていただきありがとうございます。



野菜のお世話の仕方がわかりました。これから、水やりや草取りをがんばります。

職場体験学習



仕事をするの大変さや働くことの大切さに気づきました。お忙しい中ありがとうございました。

生活科の学習支援



毛筆



習字の書き方のアドバイスをしてくださってうれしかったです。おかげで上手に書けました。

豆腐づくり



JA直鞍の方に豆腐の作り方を教わって自分たちで作った豆腐はとってもおいしかったです。

水質調査について



目の前で実験してくださったのでとてもわかりやすかったです。

竹灯籠づくり



ふだんできない経験ができてとても楽しかったし宮若市のことも勉強になりました。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

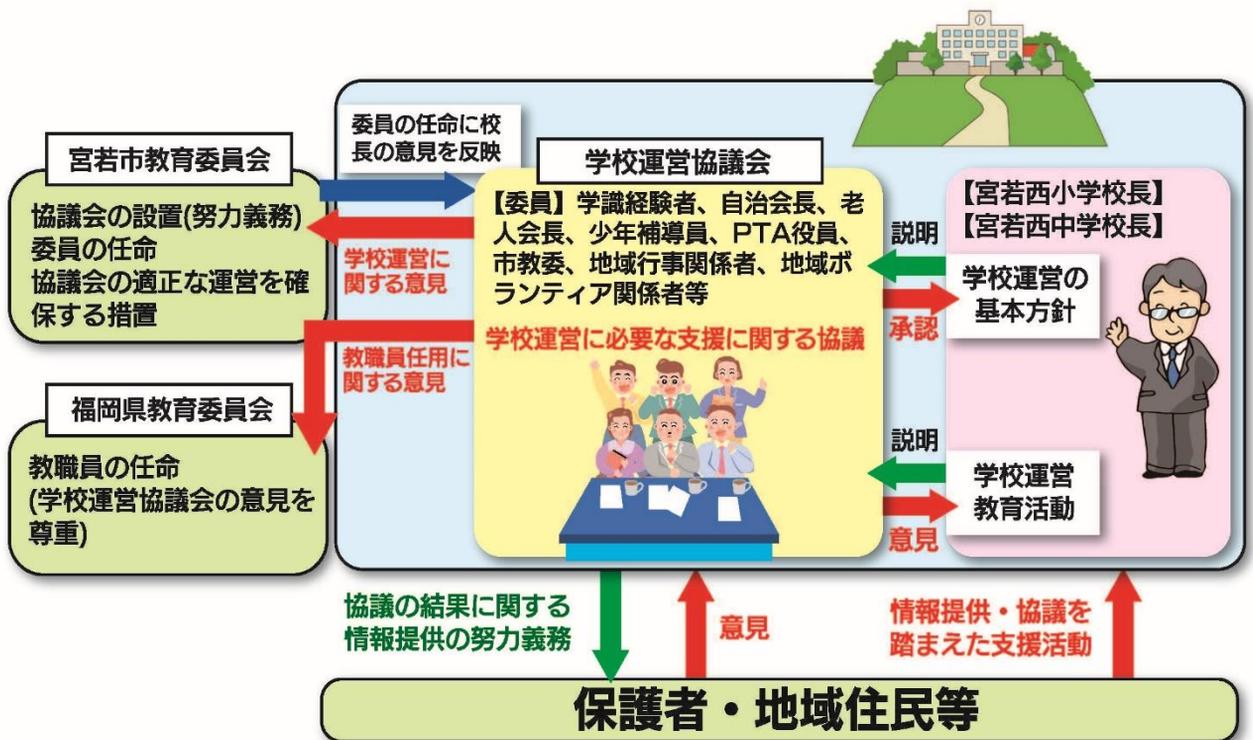
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。



複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子供たちの教育環境を充実させるためには、**地域住民等の協力を得て、社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要**です。

学校運営協議会が設置された学校では、学校や子供たちの教育に対する保護者・地域住民等の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えています。また、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善にも大きな成果がみられます。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



<学校運営協議会の主な役割>

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。